

理 由 書

1. 案件名

函館圏都市計画道路の変更（函館市決定）

2. 決定経緯

別添計画決定経緯表のとおり

3. 都市計画変更の内容

- 3・4・109号赤川中央通：終点の変更（延長減 約840m）
幅員の変更（代表幅員 16m→18m）
構造の変更（平面交差箇所減 1箇所）
- 3・4・113号昭和団地通：一部区域の変更（隅切りの変更）
構造の変更（平面交差箇所減 1箇所）
- 3・4・114号美原学園通：一部区域の変更（延長増 約20m）

4. 都市計画変更の理由

都市計画道路3・4・109号 赤川中央通は、昭和48年に骨格道路の放射2号線と幹線の桐花通を補完する路線として計画決定されたが、現在に至るまで一部区間が未整備の状況にあるため、本市が令和7年2月に策定した「函館市長期未着手都市計画道路の見直し方針（第2次）」に基づき計画を見直した結果、将来交通需要推計では、本路線の未整備区間は将来交通量が少なく、道路網ネットワークとしての必要性が低いことから、計画決定当初の放射2号線と桐花通を補完する機能は不要となり、さらに、西側には既に亀田外郭通が代替道路として機能しているため、同区間を廃止しても道路の連続性、配置バランス、および周辺道路網に問題が生じないことから計画を廃止することとし、終点位置を変更するとともに代表幅員および構造（交差箇所）を変更するものである。

また、3・4・109号赤川中央通の一部区間の廃止に伴い、3・4・113号昭和団地通の一部区域（隅切り）を変更するとともに構造（交差箇所数）を変更し、3・4・114号美原学園通の一部区域の変更をするものである。